

小特集 「元号を考える」

弘化年度号勘文のあとさき

磯 田 道 史

京都というのは不思議な町である。妖怪があらわれるように、突如として、古めかしい何百年も前の「物体」が目の前にあらわれる。二年ほど前、私は、その京都に引越した。下京の由緒ある寺の築地塀のかたわらに居を定めたものの、知り合いは少ない。寂しくなると、ぶらぶら歩き、万寿寺通麴屋町東入ルまでできたとき、ぼんやりと、

——山城屋に行こう

という考えがおきた。山城屋は京都でもっとも古い部類の古書店で、いまは、

——藤井文政堂

といている。「文政」の年号が店名になっている通り、文政年間（一八一八〜一八二九）の創業で、代々、山城屋藤井佐兵衛の名を世襲してきた。その先祖は、大石内蔵助と並んで赤穂藩浅野内匠頭の家老を勤めた藤井又左衛門と伝えられ、寺町通五条上ルに店を構えている。古文書も扱っているから、自然と、この店に足がむき、のれんをくぐった。

しばらく、店の主人である藤井佐兵衛さんと雑談する。そのうち、佐兵衛さんは席をたって、きまって、こういう。

「せんせ、こんなもんがあるんですけど、ご興味ありますやろか」
そういって、奥から古文書を出してくる。私は、いつも、この瞬間を待っている。
その日も、主人は、そういって、東になった古文書を出してきた。驚いた。それは真正正銘
の、

——年号勘文

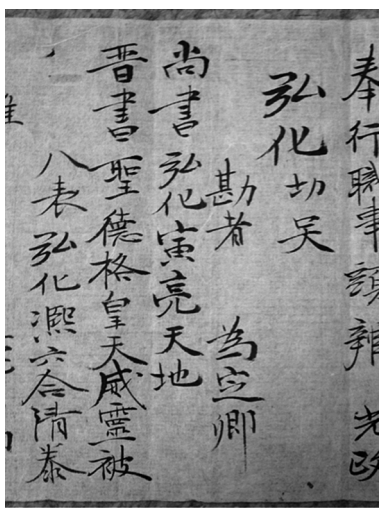
であった。年号を変える。つまり、改元をおこなうときに、文章博士とよばれる学者公家たちが新年号の案をたくさん出す。それを公家たちがあれこれ評議して、二案ぐらいに絞り込み、天皇に奏聞する。その新年号の案を書きならべた提案書が「年号勘文」である。私はいった。

「これは弘化度の年号勘文ではないですか。社家さんか、どこから出た文書ですか」

「いえ。この先に、昔、五条さんの御蔵があつて、そこから出たもんやないか、とおもいます」

佐兵衛さんは、すごいことを平然とといった。古文書をみると、たしかに、そこには

勘者 為定卿
とある（図一参照）。ここにあるのは

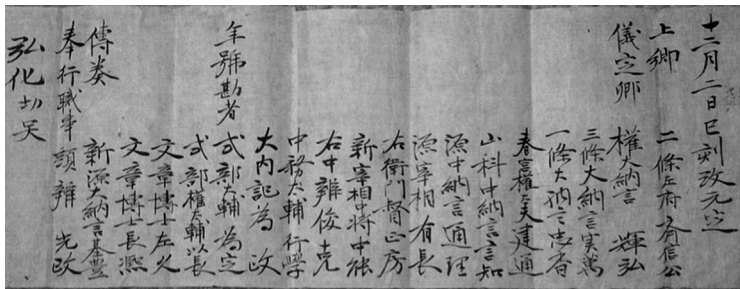


図一「弘化度年号勘文」

幕末の年号「弘化」をきめたときの提案書で、この弘化号を勘申（提案）した本人である五条為定というお公家さんのこのした年号決定会議の書類の控えが、ここにあるらしい。公家は幕末になっても百三十家ほどしかない。そこから直接出て来た年号関係の古文書となると、かなり貴重である。

京都では、こんなすごいものが近所で売られているのか、とおもった。学術的にいえば、年号勘文については国立歴史民俗博物館などで優れた共同研究がおこなわれている。この博物館には公家の広橋家の古文書があつて、そのなかに「日野家代々年号勘文」という中世の年号関連の史料がある。それを使つておこなわれる研究には、私も注目していたが、京都では、幕末ぐらいのものになると、まだ巷に、こういう史料があるのかとおもうと、感慨深かつた。

佐兵衛さんのみせてくれた年号勘文は、ねずみ色をした薄墨色の紙である。これは宿紙といつて、いまは定義がこまかく学術的に論じられているが、宮中の蔵人所で使われてきた独特な紙である。梳きなおしたり、わざと墨をいれて紙に色をつけたりするから、この色になっている。そこに、「上卿（しょうけい）」といつて、改元の責任担当者になつた公家・二条斉信公以下の名前がある。全体をまとめて作業をすすめ



図二

るのが「奉行職」の烏丸光政であり、歴代天皇のおおぼえめたい「伝奏（てんそう）」の広幡基豊もこのなかに入っている。全部で十九人いるから、二十人前後のお公家さんで新年号の準備をしたことがわかる。年号の案を考えるのは、式部大輔や文章博士の公家で、四、五人がこれにあたる。これには菅家つまり菅原道真の子孫が多い。彼らが提案してきた年号案を議論するのが「儀定卿」で十人前後が任命されている。この議論は面白い。

——難陳

とよばれる。この年号は、よくない。難がある、と、難癖をつける意見が「難」。

この年号はよい、というのが、「陳」である。

古文書をみると、醍醐輝弘卿が、

「弘化号、大化・文化は治政のよい足跡をみせたが、弘の字には古い例証がないんじゃないか」と、弱い反対意見をのべている。過去の年号の例をとりあげて、あの年号の時代はよかったとか、悪かったとか、論じるのである。これにたいして、久我建通卿らが賛成意見をのべている。「弘化を考証するものになった經典や歴史の文章は美を尽くし、善を尽くしている。よいのではないか」

これをうけて、上卿の二条斉信が、「では、弘化と嘉徳という年号案を、帝に上げるべし」と、最終意見である「判詞」をいって、結ばれている。

ここで練られた年号案は、江戸時代には幕府にも報告される。とくに江戸中期までは幕府の考えも反映されたとされるが、最終的には、天皇が「御爪点」といって、御手の爪でぐりぐりと、紙にかたをつけた年号案の一つに圧痕をつけて、「治定（ちじょう）」する。

江戸時代には、このようにして、年号はきめられていた。しかし、現代社会では、難陳はお

こなわれない。元号の決定過程は秘密のベールにつつまれている。昨年、興味深い決定がなされた。現在の法律では、行政の命令については、意見公募をおこなうことが定められている。しかし、元号については、賛否を国民にひろく問うパブリック・コメント（意見公募）が「そぐわない」として行政手続法の適用除外となった。だから、今では「難陳」はおこなわれない。あるいは、元号をきめる有識者会議では、「難陳」らしきものが、いまもおこなわれているのかもしれないが、そのときの意見が、どこまで記録され、後世に公にされるのか、わからない。まして、百五十年後、平成のあとの元号をきめたときの賛否のさまが、巷の古書店で発見されるなどということは、ないだろう。記録すること、あとで、それをひもとけるようにしておくことが重んじられたかつての姿をおもいながら、私は領けてもらった弘化度年号勘文を大事に抱えて、京町屋のなかを駆けて帰った。

（国際日本文化研究センター准教授）